

犬山市地区集会施設耐震診断費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域住民が利用する集会施設の耐震化を促進するため、当該施設の耐震診断を行う団体に対し、予算の範囲内において補助金を交付し、地震発生時における施設の安全性の確保を推進する。

(補助対象事業)

第2条 補助対象事業は、学習、教養、集会等健全なコミュニティ活動の用に供しその使用が特定の者に限定されず、広く地域住民が使用可能な施設(以下「地区集会施設」という。)に係る耐震診断とする。ただし、昭和56年5月31日以前に着工された建築物で、耐震改修工事を行っていないものに限る。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることのできる者は、町内会、自治会、区その他一定の地域と、そこに居住する住民を基盤として、その意思統一がある団体(以下「補助事業団体」という。)とする。ただし、専ら政治、宗教又は営利を目的とする団体を除くものとする。

2 補助事業団体が補助事業をするときは、当該補助事業団体の全構成員の代表者において補助事業及びそれに伴う事務を信義に従い誠実に遂行しなければならない。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針(平成18年国土交通省告示第184号)別添「建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項」に基づき、建築物の地震に対する安全性を構造に応じて適切に評価するために必要な経費とする。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1の額とし、50万円(木造の建物に係る補助事業については5万円)を限度とする。

2 前項で算出した額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請及び決定)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、当該補助対象耐震診断の着手前かつ申請する日の属する年度の12月末日までに、犬山市地区集会施設耐震診断費補助金交付

申請書（様式第1）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、申請に係る書類を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付の決定をし、犬山市地区集会施設耐震診断費補助金交付決定通知書（様式第2）により申請者に通知するものとする。
- 3 市長は、前項に規定する補助金の交付決定をする場合において、必要があるときは条件を付するものとする。
（内容の変更等）

第7条 申請者は、次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ犬山市地区集会施設耐震診断費補助金変更承認申請書（様式第3）に係る書類を添付して市長に提出し、承諾を受けなければならない。

- (1) 耐震診断箇所の変更
- (2) 耐震診断に要する費用の変更

- 2 市長は、前項の申請書を受理した場合において、内容を審査し、適当と認めたときは、犬山市地区集会施設耐震診断費補助金変更承認通知書（様式第4）により申請者に通知するものとする。
- 3 申請者は、耐震診断が予定の期間内に完了しない場合又は、当該診断の遂行が困難になった場合は、速やかに犬山市地区集会施設耐震診断遅滞報告書（様式第5）を市長に提出し、その指示を受けなければならない。
- 4 市長は、前項の報告書を受理したときは、その内容を確認し、指示書（様式第6）により申請者に指示するものとする。
（補助事業の中止又は廃止）

第8条 申請者は、耐震診断の中止又は廃止をしようとするときは、速やかに犬山市地区集会施設耐震診断廃止（中止）届（様式第7）を市長に提出しなければならない。
（完了実績報告）

第9条 申請者は、耐震診断が完了したときは、犬山市地区集会施設耐震診断完了実績報告書（様式第8。以下「実績報告書」という。）を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の書類は、当該診断の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月末日のいずれか早い日までに提出しなければならない。
（補助金の額の決定）

第10条 市長は、前条第1項の規定により実績報告書を受理したときは、実績報告書等の書類を審査し、適正と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、犬山市地区集会施設耐震診断費補助

金の額の確定通知書(様式第9)により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 申請者は、前条の通知を受けた日から起算して10日以内に犬山市地区集会施設耐震診断費支払請求書(様式第10)を市長に提出しなければならない。

(書類の整理)

第12条 申請者は、補助金の収支に関する帳簿を備えるとともに、領収書等関係書類を整理し、補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

(施行期日等)

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和13年3月31日までに完了する耐震診断について適用する。
- 3 この要綱は、令和13年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式による用紙で現に残存するものは、当分の間、その改正後の様式とみなして使用することができる。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、その改正後の様式とみなして使用することができる。